

## 高等教育修学支援新制度 給付奨学生適格認定基準

2020年6月5日  
 学生委員会決定  
 改正 2022年9月9日  
 改正 2023年3月3日  
 改正 2025年6月19日

- 適格認定の目的  
 日本学生支援機構給付奨学規程に従い、奨学生として継続採用するにふさわしい適格性を有するものであるかを年1回、学校において認定し、日本学生支援機構へ報告する。本学においては、給付奨学生が対象となり、「停止」「廃止」と判断された場合は、翌年度以降の奨学金給付が「停止」「廃止」となる。
- 適格認定の実施時期
  - ・ 4月入学者又は3月卒業者：毎年3月上旬頃
  - ・ 10月入学者又は9月卒業者：毎年9月上旬頃
- 適格認定の方法  
 学校は、「生活状況」「学修状況」「学業成績」を判断し、次の区分により認定し、日本学生支援機構へ報告する。日本学生支援機構は学校からの認定報告に基づき、それぞれの区分に従い、処置を行う。（収入基準、資産基準については、日本学生支援機構で判断する。）

区分	本学基準
継続（交付継続）	次の（１）、（２）に該当する者 （１）1学年あたり（4月入学者は3月まで、10月入学者は9月まで）22単位以上（修得した単位数の合計数が標準単位数の7割程度）を修得している者 （２）原則として半数以上がB判定（1学年あたりの受験科目の成績の半数以上が上位4分の3）以上である者  次に該当する者 原則として半数以上がC判定（1学年あたりの受験科目の成績の半数以上が下位4分の1）である者は警告に該当するが、社会的養護を必要とする者で、本学における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる者
警告（交付継続）	次のいずれかに該当する者 ・1学年あたり（4月入学者は3月まで、10月入学者は9月まで）22単位以上（修得した単位数の合計数が標準単位数の7割程度）を修得していない者 ・原則として半数以上がC判定（1学年あたりの受験科目の成績の半数以上が下位4分の1）である者であり、以下に該当しない者 ○社会的養護を必要とする者で、本学における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合
停止（交付中断）	・学校により3か月未満の有期停学又は訓告処分を受けた者

廃止（以降の交付停止。状況によって奨学金を返還させる）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 2回連続で警告に該当する者</li><li>・ 学校により退学処分、無期停学処分又は3か月以上の有期停学処分を受けた者</li></ul>
-----------------------------	---

※停止・廃止のうち、学校による処分を受けた場合については、年間を通じて適格認定を行う。